

IASB討議資料『開示原則』の検討

深 谷 和 広

愛知東邦大学

IASB討議資料『開示原則』の検討

深谷和広*

目次

はじめに

- I. 「開示原則のDP」の位置づけ
 - II. 「開示原則のDP」におけるIASBの予備的見解
 - III. 「開示原則のDP」における主要な論点
- おわりに

はじめに

2017年3月国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Boards : IASB) は討議資料「開示に関する取組み－開示原則 (Discussion Paper : *Disclosure Initiative — Principles of Disclosure*) (開示原則のDP) を公表した。この開示原則のDPは開示に関する取組みの開示原則プロジェクトの成果である。開示に関する取組み (Disclosure Initiative) は国際財務報告基準 (IFRS : International Financial Reporting Standards) と国際会計基準 (IAS : International Accounting Standards) (IFRS基準) の財務報告の開示内容を改善する一連のプロジェクトを意味する。このプロジェクトに主に関連するIFRS基準はIAS第1号「財務諸表開示」(IAS1 : *Presentation of Financial Statements*) 第7号「キャッシュ・フロー計算書」(IAS7 : *Statements of Cash Flows*) 第8号「(会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬) (IAS8 : *Accounting Policies, Changes in Accounting Estimates and Errors*) で、並びに財務報告書の概念フレームワークの公開草案 (Exposure Draft : *Conceptual Framework for Financial Reporting*) がある。

開示原則プロジェクトの目的は財務諸表の注記に焦点をあて開示問題を識別し、開示問題に対処するためにIFRS基準に新規の開示原則を開発するか、現行のIFRS基準における開示原則を明確化することにある。開示原則のDPの目的は上記の目的を達成するために開示問題への対処法としてIASBの予備的見解を提案し、この提案に対する意見のフィードバックを求めることである。この開示原則プロジェクトでは次のステップを決定する前に開示原則のDPへのフィードバックの検討を予定し、IFRS基準を修正するか又は新しい開示基準を開発することを想定している。なお、IASBは開示原則のDPへの意見のフィードバックは他のプロジェクトにも伝達することを予

* 愛知東邦大学経営学部

定している。他のプロジェクトとして基本財務諸表プロジェクトと基準レベルの開示見直しプロジェクトが含まれる。

本稿は開示原則のDPの内容を概観することを通じて、開示問題の所在とその対応策の方向性を検討したものである。はじめに、開示原則のDPの位置づけを明らかにするために、開示原則のDPの内容を理解する前提を説明し、開示に関する取組みの背景と開示原則を開発するねらいの主要なポイントを整理している。次に、開示原則のDPの主要な論点とその対処策としてのIASBの予備的見解を概観している。最後に、開示原則のDPへ欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）のコメントの一部を紹介し、開示原則DP（開示に関する取組みプロジェクト全体を含む）の今後の方向性の分析を試みている。

1. 「開示原則のDP」の位置づけ

1) 開示に関する取組みの背景

2016年11月「アジェンダ協議のフィードバック」(*Feedback Statement on the 2015 Agenda Consultation*)で、IASBは主な活動計画として財務報告書による有効なコミュニケーションプロジェクトの計画を決定した。このプロジェクトは企業と投資家との間の財務報告書による有効なコミュニケーションの改善に向けたプロジェクトとして2017年から2021年のIASBアジェンダの中心的なテーマとして位置づけられることとなった。このプロジェクトの作業は以下の3つのプロジェクトから構成される。このプロジェクトの一つとして開示に関する取組みが設定されている。

図表 1 財務報告書による有効なコミュニケーション

財務報告書による有効なコミュニケーション		
基本財務諸表	開示に関する取組み	IFRSタクソノミ

- ・ **開示に関する取組み**：主に財務諸表の注記の開示に焦点を当てた改善を検討する。
- ・ **基本財務諸表**：基本財務諸表の構成と内容に焦点を当てた改善を検討する。これは特に財務業績報告書に焦点を当てることを予定している。
- ・ **IFRSタクソノミ**：IFRSの財務情報の構造化された電子報告を可能にするものである。

財務諸表における開示の有効性を改善することを求める意見に基づいて、2013年にIASBは開示に関する取組みを開始した。IASBはすでに開示に関する取組みの一部として2つのプロジェクトを完了している（「IAS1の修正」と「IAS7の修正」プロジェクト）。

また現在IASBは開示に関する取組みにおいて4つのプロジェクトを進行中である。開示原則プロジェクトは調査プロジェクトとして位置づけられ、2017年3月開示原則のDPを公表した。

その他のプロジェクトとして以下の3つのプロジェクトがある。

図表2 開示に関する取組み

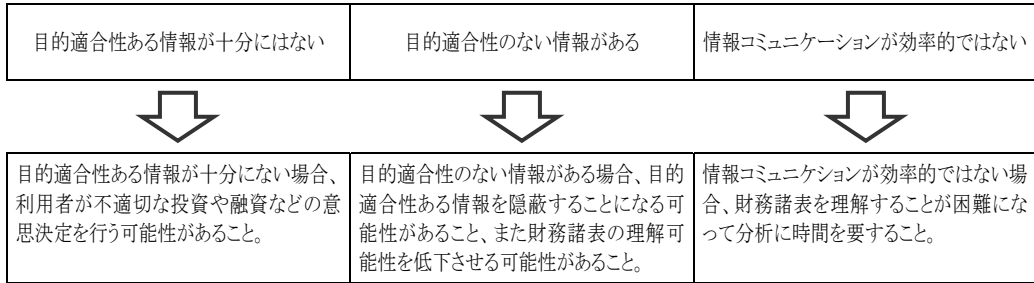
開示に関する取組み					
完了プロジェクト		重要性適用プロジェクト		調査プロジェクト	
IAS1の修正 (判断行使の障害を除去するもの)	IAS7の修正 (財務活動からの負債の開示を改善するもの)	重要性の実務記述書	重要性の定義	開示原則	基準レベルの開示の見直し

- ・重要性の実務記述書プロジェクト：IASBは2017年9月にIFRSの一般目的財務諸表を作成する際の助けとなる、非強制のガイダンスとして実務記述書第2号「重要性の判断行の行使」(Practice Statement 2: *Making Materiality Judgements*) を公表した。このガイダンスは財務諸表が十分に目的適合性のある情報を含まない点また目的適合性のない情報を含む点の懸念に対応することを狙いするものである。
- ・重要性の定義プロジェクト：IASBは2017年9月に重要性の定義を修正しその適用の明確化を図るためにIAS1及びIAS8を修正する公開草案「重要性の定義」(Exposure Draft: *Definition of Material Proposed amendments to IAS1 and IAS8*) を公表した。2018年1月を期限としてコメントを求めている。
- ・基準レベルの開示の見直しプロジェクト：このプロジェクトはIFRS基準の開示要件の改善方法を検討することを予定するものである。また開示原則のDPの回答から具体的な情報を得ることを想定している。

2) 開示原則を開発する必要性

IASBは財務諸表の開示に関する主な次の3つの懸念を識別している。1) 目的適合性ある情報が十分にないこと 2) 目的適合性のない情報があること 3) 情報コミュニケーションが効果的ではないことである。IASBはこれらを全体として「開示問題」と呼んでいる。この主な原因は判断の行使が困難であると指摘される。例えば、企業は個々の開示が財務諸表の利用者にとって有用となるのか否かを考えることなく、開示要件を機械的に適用する企業の行動の問題である。また、開示内容に関するガイダンスが欠如することや一部のIFRS基準に開示目的のないこと、またIFRS基準の規範的な開示要件のリストのためにIFRS基準によって企業は判断の適用を妨げられるとも指摘される。

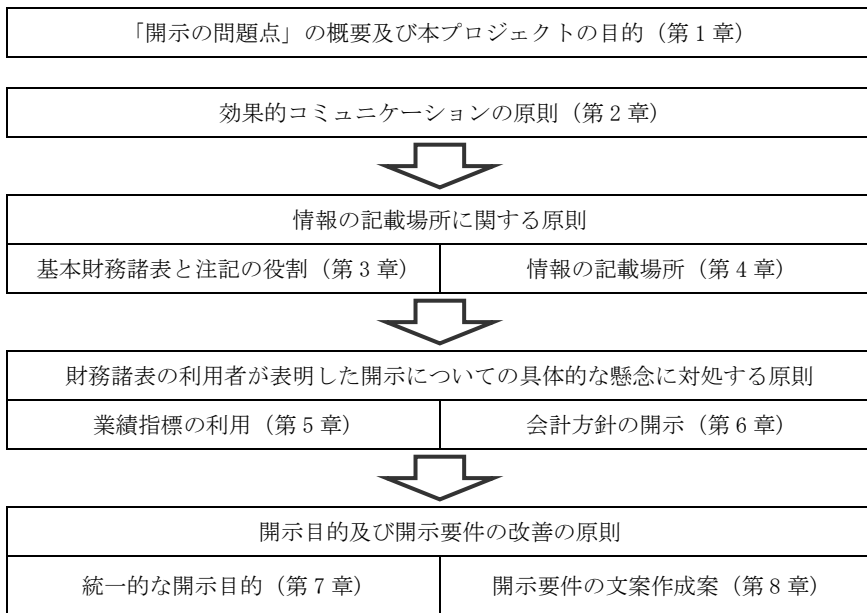
図表3 情報の開示問題



IASBは開示原則を開発することで「開示問題」の原因に対処して以下の点を行うためにIFRS基準における新規の開示原則を開発するか既存の開示原則の明確化などを目的としている。

- 企業による良好な判断の適用や効果的な情報コミュニケーションを助ける
- 財務諸表の主要な利用者への開示の有効性を改善する
- IFRS基準における開示要件を改善することを支援する

図表4 開示原則のDPの内容



付録－第7章の方法Bの適用の例示

IASBは第1章「開示の問題点の概要及び本プロジェクトの目的」の検討結果をもとに、1)効果的コミュニケーションの原則、2)情報の記載場所の原則、3)財務諸表の利用者が表明した開示についての具体的な懸念に対処する原則、4)開示目的及び開示要件の改善の原則について、開示原則のDP第2章から第8章における様々な論点について議論し、開示問題への対応策としてIASBの予備的見解を表明している。

II. 「開示原則のDP」におけるIASBの予備的見解

1) 予備的見解の全体像

IASBは「開示問題」の原因に対処すべく新規の開示原則を開発するか既存の開示原則を明確化することを目的としている。開示原則のDPへのフィードバックの検討プロセスを経て、IAS1を修正するか又はこれに代わる新しい開示基準の開発することを想定している。開示原則のDPではこれらを一般開示基準と称している。IASBは開示原則のDP第2章から第8章において各論点の対応策の予備的見解を表明している。図表5に予備的見解を整理している。最も重要なテーマは(1)一般開示基準に含める開示原則である(7項目)。その次に重要なテーマとして(2)一般開示基準又は非強制のガイダンスに含める原則(2項目)と(3)非強制のガイダンスに含める原則(1項目)を挙げることができる。IASBは開示問題の対処法として(1)(2)(3)の論点を一般開示基準又は非強制のガイダンスに組み込むことを予定する。以下では各原則の論点と予備的見解の内容を概観することにした。

図表5 予備的見解の要約

(1) 一般開示基準に次の開示原則を含めるべきである。 ① 基本財務諸表の役割及びその含意に関する原則(第3章) ② 注記の役割及び内容に関する原則(第3章) ③ IFRS基準に準拠するために必要な情報を財務諸表の外で提供する原則(第4章) ④ 「非IFRS情報」等を財務諸表の中で提供する原則(第4章) ⑤ 財務諸表において業績指標を適正に表示する原則(第5章) ⑥ 開示されるべき会計方針の選択に関する原則(第6章) ⑦ 統一的な開示目的に関する原則(第7章)
(2) 一般開示基準又は非強制のガイダンスのどちらかで次の原則を提供すべきである。 ① 財務諸表を作成する際に適用すべき効果的なコミュニケーションの原則(第2章) ② 会計方針の記載場所に関する原則(第6章)
(3) 財務諸表での様式の使用に関する原則を非強制のガイダンスを開発すべきである。(第2章)
(4) 情報の記載場所を記述する「表示」及び「開示」の用語を利用する場合、「基本財務諸表で」、「注記で」など意図した記載場所を明示すべきである。(第3章)
(5) 以下の点も定めるべきである ①財務業績計算書における「通例でない」項目又は「発生の頻度が低い」項目の定義及び表示に関する要件の開発、②財務業績計算書におけるEBITDAとEBITの小計は、IAS1の第85項から第85B項に従う場合、IFRS基準準拠となる旨の明確化(第5章)

2) 効果的コミュニケーションの原則(第2章)

財務諸表に記載された情報が効果的に利用者に伝達されない場合、財務諸表分析に多くの時間を費やし、目的適合性のある情報を見過すことになり、また財務諸表以外の場所に記載された情報間の関係を識別できない事態が生じるなど、利用者にとって問題が生じる可能性がある。

(para. 2.3) 開示原則のDPは予備的見解として財務諸表による効果的な情報コミュニケーションの助けとなる7つの原則を設定することを提案している。(para. 2.6)

IASBはこの原則を一般開示基準又は非強制的ガイダンスとのどちらに含めるべきかの点については予備的見解を示していない。(para. 2.12)

図表 6 効果的コミュニケーションの原則

1	企業固有の情報を開示すること
2	できるだけ簡略で直接的な記述をすること
3	重要事項が強調される構成とすること
4	情報の関係を強調し、適切に相互参照すること
5	不必要に情報を重複させないこと
6	比較可能性のある開示がなされること
7	タイプ別に最適な様式で開示されること

3) 基本財務諸表と注記の役割 (第3章)

財務諸表の利用者は注記よりも基本財務諸表により注意を払うとの指摘がある。このことは基本財務諸表の役割が財務諸表の目的を達成する上では注記と異なる役割を持つことを意味する。財務諸表の記載場所を適切に決定する際のガイダンスを提供する観点から、開示原則のDPは基本財務諸表の構成を識別し、その役割とその意味を検討している。また注記の役割とその内容を探求している。

開示原則のDPの予備的見解は、一般開示基準において基本財務諸表は財政状態、財務業績、資本変動、キャッシュ・フローの計算書から構成されるものであることを明記し (para. 3.19)、基本財務諸表の役割及びその含意に関する原則を提案している。(paras. 3.22-24) また一般開示基準において注記の役割と内容を明記することも提案している。(para. 3.28)

図表 7 基本財務諸表と注記の役割

基本財務諸表の役割は企業の認識した資産、負債、持分、収益及び費用について、以下の点を行う有用な構造化された比較可能な要約を提供することである (para. 3.22)。 (1) 企業の資産、負債、持分、収益及び費用の概観を得ること (2) 企業間比較及び期間比較を行うこと (3) 利用者が注記に追加的な情報を求めるものを識別すること
注記の役割は以下の点を提供することである (para. 3.28)。 (1) 基本財務諸表で認識した項目の分解、調整及び説明に必要な追加的な情報を提供すること (2) 財務諸表の目的を満たすため必要な他の情報により基本財務諸表を補足すること

4) 情報の記載場所 (第4章)

一部のIFRS基準では、情報を相互参照によって財務諸表と同じ条件で他の報告書において利用

できる場合に財務諸表の外で情報を提供することを認めている。相互参照を用いて財務諸表の外での情報提供を認めるならば、情報の重複を回避するメリットがあるものの、財務諸表の情報を断片的にして財務諸表の内容理解を困難にするデメリットなども指摘されている。開示原則のDPでは、予備的見解として財務諸表の外でIFRS基準に準拠するために必要な情報を提供する場合の要件を一般開示基準に含められることを提案している。(para. 4.9)

一部の企業は財務諸表の中に一部の非IFRS情報を含めている。これらはIFRS基準に準拠する上で必要とされる情報とIFRS基準に準拠する上で必要な追加情報以外の情報である。これらは監査対象外である場合もある。この例としては金利・税金控除前利益 (EBIT) や金利・税金・償却控除前利益 (EBITDA)、従業員1人当たり販売数量、経営者による売上予測などがあげられる。非IFRS情報を財務諸表の中に記載することは財務諸表の理解可能性を高めるという意見もあるが、IFRS基準に準拠する上で必要な情報を不明瞭にし、どの情報が財務諸表の構成部分であり、監査対象となるのかを識別することが困難になるという懸念もある。開示原則のDPでは、予備的見解として非IFRS情報を財務諸表の中を含める場合の要件を一般開示基準に含めることを提案している。(para. 4.38)

図表 8 情報の開示場所の原則

(財務諸表の外でIFRS基準に準拠するために必要な情報を提供する場合)
以下の要件を満たす場合、財務諸表の外でIFRS基準に準拠するために必要な情報を提供することができる (para. 4.9)。 (1) 企業の年次報告書の中で提供されること (2) 財務諸表の外で提供されることで全体として年次報告書の理解可能性を高め、財務諸表の理解可能性を維持して、情報が忠実に表現されること (3) 明確に識別され、相互参照により財務諸表に組み込まれていること
(IFRS基準に準拠しない非IFRS情報を財務諸表の中を含める場合)
非IFRS情報を財務諸表の内に含める場合には、以下の要件を満たさなければならない (para. 4.38)。 (1) IFRS基準に準拠して作成されていない情報である旨 (必要な場合、未監査である旨) を明記すること (2) IFRS基準に準拠している旨の記述とともに、当該情報のリストを提供すること (3) 財務諸表に含めた当該情報の有用を考え、その理由を説明すること

5) 財務諸表で業績指標の利用 (第5章)

IASBは別の調査プロジェクトとして基本財務諸表プロジェクトを進めている。このプロジェクトは基本財務諸表の構成と内容 (業績指標を含む) に関する変更を必要とするかどうかの点を検討している。従って、IASBは開示原則のDPでは包括的な業績指標の利用についての議論を行ってはいない。財務諸表での業績指標の公正な表示に関する一般要件のみに焦点を当てている。しかしながら、開示原則のDPの協議を進める機会を活用するために業績指標について2つの具体的な論点への意見のフィードバックを求めている。

IFRS基準には業績指標として一部の定めがあるものもあるが (例えば、収益、純損益、一株当

たり利益等)、IFRS基準に定めのない多くのものがある(例えば、営業利益、EBIT、EBITDAなど)。これらIFRS基準に定めのない業績指標を非IFRS業績指標や代替的業績指標(APMs)などと呼ぶ。IASBは予備的見解として一般開示基準において非IFRS業績指標を財務諸表に表示する点についての一般要件を提案している。(para. 5.34) またEBITとEBITDAの表示(Para. 5.21)、通例ではない項目及び/又は発生が稀な項目(unusual or infrequently occurring items)の表示についてはフィードバックを求めている。(para. 5.25)

図表 9 財務諸表での業績指標の利用の原則

(業績指標の公正な表示に関する一般要件)
非IFRS業績指標を財務諸表において公正に表示する場合には、以下の要件を全て満たすべきである。(para. 5.34) (1) IFRS基準で要求している基本財務諸表における行項目、小計及び合計と比較し、業績指標の目立ち方が同等か少なくなるように示す。 (2) IFRS基準で定められている最も直接的に比較可能な指標と調整し、その業績指標がどのように計算されたのかを利用者が理解できるようにする。 (3) 注記において一定の説明を付ける。 (4) ミスリーディングとならない中立的で、無誤謬かつ誤解を生じないよう明確な名称をつける。 (5) 財務諸表に表示されるすべての過去の期間について比較情報を付す。 (6) 分類、測定及び表示を統合的に行い、期間相互の比較を行えるようにする。 (7) その業績指標が財務諸表の一部を構成するのか及び監査済みかが明瞭となる方法で表示する。
(EBIT及びEBITDAの表示)
財務業績計算書における以下の小計はIAS第1号の第85項～第85B項に従って表示されている場合IFRS基準の準拠の旨の明記を提案する。(para. 5.21) (1) EBITDAは、企業が費用の配列について性質別表示を使用する場合 (2) EBITは、通常、性質別表示または機能別表示を使用する場合
(財務業績計算書における通例でない項目及び/又は発生が稀な項目)
どのような場合、どのように財務業績の計算書において通例でない項目及び/又は発生が稀な項目を表示できるのかを説明すべきである。(para. 5.25)

6) 会計方針の開示(第6章)

財務諸表の利用者は財務諸表における会計方針の開示は長くて有効性がないものであるとの指摘がある。その原因として利用者が財務諸表を理解する上で必要な会計方針をその他の会計方針と明確に区別しない点、またIFRS基準の要件を企業の独自の状況に合わせることなしに単に複製している点をあげることができる。開示原則のDPでは、IASBは企業が利用者にとってより有効性の高い会計方針の開示を提供するためのガイダンスを検討している。

開示原則のDPでは、利用者の理解にとっての重要性に応じて会計方針の3つのカテゴリーを識別し、一般開示基準に財務諸表を理解する上で必要となるカテゴリー1とカテゴリー2の会計方針の開示要件を含めることを提案している。(para. 6.16) また一般開示基準又は非強制的のガイダンスに重要な会計方針を記載する場所(para. 6.24)及び重要な仮定と判断を記載する場所のガイダンスを提供することを提案している。(para. 6.27)

図表10 会計方針の開示の原則

<p>(会計方針のカテゴリー)</p>
<p>予備的見解は財務諸表の利用者が財務諸表に含まれる情報を理解する必要がある場合には重要性があるとの判断のもとに3つのカテゴリーを識別した。</p> <p>(1) カテゴリー1ー財務諸表に記載された情報を理解するために常に必要かつ重要性のある項目、取引又は事象に関する会計方針 (para. 6.12)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 期中に変更されたもの ② IFRS基準が認める複数の選択肢から選択されたもの ③ 具体的に適用されるIFRS基準が存在しないためIAS第8号により企業が策定 ④ IAS第1号の第122項～第125項に記述されている、重要な判断の行使及び/又は重要な仮定の設定を必要とするもの <p>(2) カテゴリー2ーカテゴリー1には含まれないが、金額又は性質のどちらかにより、財務諸表にとって重要性のある項目、取引又は事象に関連する会計方針 (para. 6.13)</p> <p>(3) カテゴリー3ー企業が財務諸表を作成する際に使用する他の会計方針で、カテゴリー1又はカテゴリー2に含まれないもの (para. 6.14)</p>
<p>(会計方針の開示の一般要件)</p>
<p>予備的見解は一般開示基準において次の点を定めるべきである。(para. 6.16)</p> <p>(1) 企業がどの会計方針を開示すべきなのか及びその理由をより適切に理解するのに役立つために会計方針の開示を提供する目的を記載する。会計方針の開示を提供する目的は企業が財務諸表の作成の際に適用し、財務諸表の理解のために必要な会計方針について企業固有の記載を行うことである。</p> <p>(2) 会計方針の3つのカテゴリーを記述し、財務諸表の理解に必要な会計方針(カテゴリー1及びカテゴリー2)のみ開示することが要求される旨を明確化する。</p> <p>(3) カテゴリー3の会計方針の開示は要求されないこと、またカテゴリー3の会計方針の開示によって重要性のある情報が覆い隠されたり、財務諸表の理解が困難になったりすることは認められるべきではないことを説明する。</p>
<p>(開示方針の記載場所)</p>
<p>予備的見解は一般開示基準または非強制のガイダンスに以下の開示方針の記載場所のガイダンスを含めるべきである。</p> <p>(1) 財務諸表を理解するために重要な会計方針(カテゴリー1及びカテゴリー2)のみを開示することとし、単一の注記に集約するか、関連項目の注記に含めるか、両方の組み合わせで開示する。カテゴリー3の会計方針の開示を選択する場合、区別した注記または財務諸表の外で開示して相互参照することで重要な会計方針と区分表示する。(para. 6.24)</p> <p>(2) 会計方針を適用する際に使用した重要な判断及び仮定に関する情報は当該会計方針の開示に隣接して開示すべきである(別の場所の方が財務諸表の理解可能性が改善されると判断する場合を除く)(para. 6.27)。</p>

7) 統一的開示目的(第7章)

一部のIFRS基準には明確な開示目的が欠如するために、一部の開示要件の目的を理解する際や財務諸表の目的に合わせてどの情報を開示するか決定する際に判断の行使に困難を覚えるという。IASBは統一的開示目的(Centralize disclosure objectives)を財務諸表の目的及び注記の役割とより関連付けられた開示目的及び各基準の開示要件を開発し体系化するための基礎(フレームワーク)として使用することができる。と考える。(para. 7.10) 開示原則のDPでは、統一的開示目的を開発して一般開示基準に含めることを提案している。(para. 7.11) 統一的開示目的の開発を検討するために、2つアプローチ方法を識別して検討を行った。方法Aは開示される情報の種類に基づいて開発され、体系化されることになる。方法Bは企業の主要な活動に基づいて開発され、体

系化されることになる。IASBの予備的見解はいずれの方法を採用するか点については結論を下していない。

図表11 統一的開示目的の原則

(統一的な開示目的の開発)	
統一的開示目的を開発して以下のために一般開示基準に含めるべきである。(para. 7.11)	
<ul style="list-style-type: none"> (1) 統一的な開示目的が規範性のあるものとなり、可視性が高まる。 (2) 個々の基準における開示目的で具体的に扱われない取引に統一的な開示目的が考慮される。 (3) どのような追加的情報を財務諸表に記載すべきかを識別する際の助けとなる。 	
(統一的な開示目的の開発アプローチ)	
方法A	方法B
開示目的及び開示要件は、開示される情報の種類に基づいて開発され、体系化されることになる。(para. 7.15)	開示目的及び開示要件は、企業の主要な活動に基づいて開発され、体系化されることになる。(para. 7.22)
方法Aの開示項目例 (para. 7.17) <ul style="list-style-type: none"> (a) 報告企業 (例えば、企業とその活動に関する情報) (b) 方法、仮定及び判断 (例えば、企業の重要な会計方針に関する情報) (c) 基本財務諸表に含まれる項目 (例えば、行項目の追加的な分解) (d) 未認識の項目 (例えば、その性質及び影響に関する情報) (e) リスク及び他の不確実性 (例えば、ヘッジ及び他の形態のリスク軽減に関する情報) (f) 経営者の受託責任 (例えば、経営者の報酬及び経営者との他の取引に関する情報) (g) 後発事象 (例えば、その性質及び影響に関する情報) 	方法Aと同様の開示項目例 (para. 7.24) <ul style="list-style-type: none"> (a) 報告企業 (例えば、企業とその活動に関する情報) (b) 方法、仮定及び判断 (例えば、企業の重要な会計方針に関する情報) 方法B独自の開示項目例 (para. 7.25) <ul style="list-style-type: none"> (a) 営業活動及び投資活動 (下記に関する情報を含む) <ul style="list-style-type: none"> (i) 営業遂行能力 (ii) 事業セグメント (iii) 企業結合 (b) 財務活動 (下記に関する情報を含む) <ul style="list-style-type: none"> (i) 流動性及び支払能力 (ii) 資本構成及び自己資本管理 (c) 非継続事業 (d) 税務
方法AはIASBの支配的なアプローチと整合的である。また注記の内容に関してIASBの予備的見解とも整合するものである。(para. 7.16)	方法Bは資産、負債、持分、収益及び費用に関して開示すべき情報の種類を最初に検討するものではなく、最初に活動の識別に焦点を当て、その後、当該活動に関する有用な情報に焦点を当てるものである。(para. 7.26)

8) 開示要件の文案作成アプローチ (第8章)

開示原則のDPはIFRS基準における開示目的と開示要件の文案作成を一つの論点として掲げ、このためにニュージーランド財務会計議会 (NZASB) スタッフによって開発されたアプローチを提案し、この提案へのフィードバックを求めている。アプローチの主な特徴は以下の点にある。(para. 8.2)

- 全体の開示目的とこの開示目的を援助する具体的な下位開示目的を設定すること
- 開示要件を要約情報（階層1）と追加情報（階層2）の2階層に分解すること
 - ✓ 重要性の評価を前提として、全ての企業が開示する要約情報の開示（階層1）
 - ✓ 下位開示目的に合致する追加情報の開示（階層2）
- 開示目的を満たすため、どの情報をどこに開示するべきかを決定する際、企業は判断を行使することの必要性があることを強調すること
- 開示要件でより規範性の低い用語を利用すること

開示原則のDPはNZASBスタッフアプローチについての予備的見解を提案していない。しかしながら、IASBは支持するフィードバックがあれば基準レベルの開示見直しプロジェクトにおいてさらに検討する可能性があることを想定している。

Ⅲ. 「開示原則のDP」における主要な論点

1) EFRAGコメント案の総論の概要

最後に、EFRAGが構成員からの意見提供を目的として、2017年6月8日に公表されたEFRAGの開示原則DPに対するコメントレター案（draft comment letter in response to the IASB's Discussion Paper Disclosure Initiative – Principles of Disclosure）（コメントレター案）を検討材料として開示原則のこれからの方向性を分析することを試みてみたい。

コメントレター案は、表紙（1頁）コメントレター案（5頁）付録「IASBのDPの問いに対するEFRAGの回答」（35頁）からなる全体41頁にわたるものである。コメントレター案は総論と各論から構成される。EFRAGは総論の末尾において開示原則のDPの内容を踏まえIASBの開示原則プロジェクトの方向性について4つのポイントを指摘している。基準レベルの開示見直しのプロジェクトを優先させること、開示原則のDPのガイダンスと他のIASBプロジェクトの関係を明らかにすること、テクノロジーの発展の影響を検討すること、NZASBスタッフが提案した階層性の開示要件アプローチを推進させることである。

- 過剰で余分な開示要件を識別して、これらの要件に適切に対処するステップを取るためには基準レベルの開示要件の見直しを優先させること
- 開示原則のDPのガイダンスが他のIASBプロジェクトとどのように関係するのか？また他のIASBプロジェクトが開示問題にどのような影響を与えるのかを説明すること
- 開示問題や財務諸表表示にテクノロジーの発展が与える影響を全般的に深く検討すること
- NZASBスタッフによって提案された階層制の開示要件アプローチを拡張すること

2) 開示問題への対処法

次に、コメントレター案の付録（第1章：開示問題の全体像とプロジェクトの目的）の部分を検討してみたい。まずEFRAGは開示問題への対処法について以下のような意見を表明している。

（paras 7-13）EFRAGの回答の主なポイントは過剰な開示問題への対処策として基準レベルの見直しを優先することにある。

- 7 EFRAGは開示問題において残された観点は過剰な開示の問題であると考えている。従って、IASBの開示原則のDPにおいて過剰な開示への対処法に関する言及のない点に懸念がある。EFRAGは本プロジェクトの次の段階のIASBの主要な焦点は基準レベルの開示要件の包括的見直しを通じて過剰開示の問題に組むべきである。
- 8 2012年に公表されたEFRAG/ANC/FRCの「討議資料：注記の開示フレームワーク」(Discussion Paper Towards a Disclosure Framework for the Notes) (EFRAG/ANC/FRCの討議資料)において、EFRAGは財務諸表の注記の目的適合性が低下していることを認識し、開示品質の改善のために、目的適合性のない情報の開示を通じた開示の過剰を回避すること、容易に理解し比較できるように財務諸表における開示の編成方法や情報の伝達方法を改善し向上させることという2つのポイントを指摘した。
- 9 EFRAG/ANC/FRCの討議資料は財務諸表の注記の長さを削減することが主要な意図ではなく、目的適合性に焦点を当てることでその量を削減することになると指摘している。
- 10 開示問題には多様な要因によると想定されるが、IFRS基準における不十分な開示要件の一つの原因はこれらの要件の大部分が全体的でホリスティックな観点を持つことなく基準別に開発されてきたことにある。
- 11 EFRAGの意見として、この開示原則プロジェクトは注記の構成や情報の配置に焦点を限定することなく、なぜ、どの時点で、どのような場所に開示するか判断できる原則を開発することを目指すべきである。
- 12 現在のIFRS基準になぜ過剰な要件が存在するのかという問いに対して、IASBの開示原則のDPは具体的な対処法を示していない。IASBは開示原則のDPで開発された原則を用いて現行の開示要件の包括的な見直しを実施する予定であることを理解している。しかしながら、具体的なタイムテーブルが設定されていない点を残念に感じている。基準レベルの見直しこそが開示に関する取組みにおける未解決の最も重要なステップであると考えている。
- 13 EFRAGは基準レベルの開示の見直しの目的は、明瞭で、効果的で、首尾一貫性のある包括的なもので、簡潔な開示要件のパッケージを開発することにあると考えている。これはホリスティックなアプローチを必要とするものである。特に、この見直しは過剰又は余分な開示要件を識別し、削除することを目指すべきである。

3) 開示原則のDPでは検討しなかった問題点

また、EFRAGはさらに開示原則のDPにおいてIASBが検討しなかった問題点を指摘し、今後の開示原則プロジェクトの方向性を示している。(paras 14-17) EFRAGは開示原則のDPでは検討しなかった問題点(財務諸表の境界線、テクノロジーの影響、階層性の開示要件アプローチ)の検討を要請している。またプロジェクト間の境界線の重複の問題を回避するため単独プロジェクトとして包括的に対処する必要があることを指摘している。

14 EFRAG/ANC/FRCの討議資料はいくつかの開示フレームワークの開発について提案を行っている。EFRAGは一部の提案が完全に検討される可能性があるものと考えていたので、開示原則のDPから削除されたことを残念に感じている。IASBが開示原則のDPにおいて以下の点をより完全に検討することは可能なことである。

(財務諸表の境界線) 財務諸表で提供されるべき情報と財務諸表以外の他の形式の財務報告書で提供される情報を区分することである。

(テクノロジーの影響) 財務諸表表示や開示問題へのテクノロジーの影響である。

(階層制の開示要件アプローチ) 階層制の開示要件アプローチを拡張することである。これはニュージーランド財務会計審議会スタッフのアプローチやヨーロッパ会計士連合(FEE:現在のAccountancy Europe)「会社報告書の未来」(The Future of Corporate Reporting)の「Core and More」アプローチを反映するものである。

15 EFRAGはIASBが開示問題や財務諸表表示についてテクノロジーの発展の意味を全般的に深く検討することを奨励するものである。この検討には、一般目的財務報告書と電子ファイルとの関係や財務情報へのアクセス方法へのテクノロジーの影響などを含む。

16 さらに概念フレームワーク、基本財務諸表、重要性及び開示原則のそれぞれのプロジェクトにおける重要な重複も存在している。EFRAGはこれらの重複について以下のコメントがある。

- 基本財務諸表の定義と役割は、概念フレームワーク又は基本財務諸表プロジェクトにおいて議論されるべきである。
- 注記の役割は概念フレームワークプロジェクトで議論されたものである。開示原則のDPへのフィードバックにおいて矛盾が生じるリスクがある。
- IASBはこれまでに重要性の判断のガイダンスを重要性の実務記述書プロジェクトにおいて議論を行ってきた。
- IASBは基本財務諸表プロジェクトに情報を伝えるためにEBITやEBITDAの業績指標の明確化や通例ではない項目及び/又は発生が稀な項目へのフィードバックを求めている。しかしながら、これらの協議のアウトプットは利害関係者に混乱を生じるかもしれない。これらのアウトプットは補足的資料として検討されるべきである。

17 EFRAGは上記の重複は各プロジェクト境界線の問題で混乱を生じさせる可能性があることを指摘する。またIASBはこれらの問題を単独のプロジェクトで包括的に対処すべきである。

おわりに

本稿では開示原則のDPの内容を概観することを通じて、開示問題の所在とその対処策の方向性を検討した。はじめに、開示原則のDPの位置づけを明らかにするために、開示原則のDPの内容を理解する前提を説明し、開示に関する取組みの背景と開示原則を開発するねらいの主要なポイントを整理した。IASBは開示原則を開発することで「開示問題」の原因に対処して以下の点を行うためにIFRS基準における新規の開示原則を開発するか既存の開示原則の明確化を目的としている。

- 企業による良好な判断の適用や効果的な情報コミュニケーションを助ける
- 財務諸表の主要な利用者への開示の有効性を改善する
- IFRS基準における開示要件を改善することを支援する

次に、開示原則のDPの主要な論点とその対処策としてのIASBの予備的見解を概観した。IASBは開示原則のDPへのフィードバックの検討プロセスを経て、IAS1を修正するか又はこれに代わる新しい開示基準の開発することを想定している。IASBは開示原則のDP第2章から第8章においてテーマ別に予備的見解を表明している。最も重要なテーマは一般開示基準に含める以下の開示原則である。

- ① 基本財務諸表の役割及びその含意に関する原則（第3章）
- ② 注記の役割及び内容に関する原則（第3章）
- ③ IFRS基準に準拠するために必要な情報を財務諸表の外で提供する原則（第4章）
- ④ 「非IFRS情報」等を財務諸表の中で提供する原則（第4章）
- ⑤ 財務諸表において業績指標を適正に表示する原則（第5章）
- ⑥ 開示されるべき会計方針の選択に関する原則（第6章）
- ⑦ 統一的な開示目的に関する原則（第7章）

最後に、開示原則DPに対するEFRAGのコメントレター案を検討材料として開示原則のこれからの方向性の分析を試みた。EFRAGは総論としてIASBの開示原則プロジェクトの方向性について4つのポイントを指摘している。基準レベルの開示見直しのプロジェクトを優先させること、開示原則のDPのガイダンスと他のIASBプロジェクトの関係を明らかにすること、テクノロジーの発展の影響を検討すること、NZASBスタッフが提案した階層性の開示要件アプローチを推進させることを提案している。

《参考文献》

- IASB : *Agenda Consultation 2011* (2011)
- IASB : *Discussion Forum — Financial Reporting Disclosure Feedback Statement* (2013)
- IASB : *Discussion Paper: A Review of the Conceptual Framework for Financial Reporting* (2013)
- IASB : *ED: Disclosure Initiative: Proposed amendments to IAS1* (2014)
- IASB : *ED: Disclosure Initiative: Proposed amendments to IAS7* (2014)
- IASB : *Exposure Draft: Conceptual Framework for Financial Reporting* (2015)
- IASB : *Exposure Draft: IFRS Practice Statement: Application of Materiality to Financial Statements* (2015)
- IASB : *Feedback Statement on the 2015 Agenda Consultation* (2016)
- IASB : *Conceptual Framework for Financial Reporting* (2016)
- IASB : *IAS1: Presentation of Financial Statements* (2016)
- IASB : *IAS7: Statements of Cash Flows* (2016)
- IASB : *IAS8: Accounting Policies, Changes in Accounting Estimates and Errors* (2016)
- IASB : *Practice Statement 2: Making Materiality Judgments* (2017)
- IASB : *Exposure Draft: Definition of Material Proposed amendments to IAS 1 and IAS 8* (2017)
- EFRAG/ANC/FRC : *Discussion Paper Towards a Disclosure Framework for the Notes* (2017)
- EFRAG : *Draft comment letter in response to the IASB's Discussion Paper Disclosure Initiative – Principles of Disclosure* (2017)
- FEE (Federation of European Accountants) : *The Future of Corporate Reporting—creating the dynamics for change* (2015)
- Accountancy Europe : *Follow-up paper The Future of Corporate Reporting—creating the dynamics for change* (2017)

受理日 平成29年10月2日